

令和2年度 東京都共同募金会墨田地区地域配分(B配分)申請について〔令和3年度使用分〕

1 地域配分（B配分）の概要

- ・ 令和元年10月に墨田区の町会・自治会が中心となって活動した「赤い羽根共同募金」の65パーセントを墨田区内の福祉施設・団体に助成（配分）する。
- ・ 配分内容は①「備品整備」②「小破修理」③利用者の研修・講座など、施設・団体の利用者に関するものとする。
- ・ 配分申請額は5万円～30万円とする。なお、申請額は申請事業費の75%以内とし、残りの財源はそれぞれ確保するものとする。
- ・ 申請締切りは令和2年9月30日（水）とし、その後、配分推薦委員会事務局より施設・団体への聞き取り調査等を実施し、1月下旬に開催する配分推薦委員会で希望施設・団体の審査を行い、推薦内容を審議する。
- ・ 令和3年3月に東京都共同募金会理事会・評議員会で推薦団体への配分が決定し、同年6月以降に墨田地区配分推薦委員会を通じて、各施設・団体に交付される。

2 地域配分(B配分)申請について(詳細)

I 応募資格

墨田区内に所在する、地域福祉の推進を目的とした事業をおこなう各種民間社会福祉施設、団体など(原則として、申請時点において事業開始から1年を経過していること)

- 1 児童厚生施設(児童館)
- 2 保育施設(保育室・認証保育所を含む)
- 3 障害者の就労及び地域生活支援を行う施設・団体
- 4 社会福祉関係通知等による施設
- 5 その他(地域福祉の推進を目的とする団体で、地区配分推せん委員会において認められたもの)

※会社法人が経営する施設、学校法人および特殊法人が運営する施設は対象になりません。

II 申請対象事業

- 1)地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも充分に応えられる事業であること
- 2)令和3年度に実施する事業であること(令和2年度末の配分決定通知以前に実施(購入)するものは対象となりませんのでご注意ください。)
- 3)申請は1施設・団体につき内容、空間などで括ることができる目的を1つとした1事業に限る(目的の異なる2つ以上の事業を申請することはできません。例:備品整備と宿泊研修など)
◇指定障害福祉サービス事業者における施設の単位は、施設数もしくは東京都における事業所指定書の取得数のいずれか小さい数とすること。(例:共同生活援助におけるユニットは、指定番号を受けた1つの施設に含めて申請)
- 4)施設・団体維持のための運営費(人件費、家賃、光熱水費 等)ではないこと

- 5)施設・団体の責任で設置する設備、事業の実施(防犯設備、職員を対象とした研修会等など)ではないこと
- 6)事務管理を主な目的とした備品整備ではないこと
- 7)その他、配分推せん委員会で認めたもの

◇配分事業例

1 備品整備(原則として日常的に使用するものとし、5年以上の使用が見込まれるもの。消耗品は除く。事務管理用備品は対象外)

- (1) 利用者が日常的に使用するもの(電化製品、家具・備品、遊具等※使用が不確定な防災備品等は除く)
- (2) 利用者の就業・生活訓練、授産作業等で使用するもの(機器、作業台、等)
- (3) 地区配分推せん委員会で認めたもの

2 小破修理(賃貸物件に係るものは対象外)

- (1) 利用者が使用する建物などの扉、窓や床、トイレなどの小規模な修理や改修

3 利用者の生活の向上に資する事業(研修、訓練、交流事業、等※1つの内容とし、利用者一人につき1回、効果の一貫性を基準とする)

- (1) 利用者の日常生活訓練に資するもの(宿泊訓練含む)
- (2) 利用者の社会生活訓練に資するもの(交流事業含む)
- (3) 利用者の生活向上のための講座、健康診断など

※申請書記入の際は、下記をご参照の上、事業の福祉的意義を明示するようご配慮下さい。

宿泊訓練、日帰り研修、社会体験、職業体験、地域交流、音楽療法、スポーツ・文化活動、防災研修、講習会、等

III 配分申請額

〇5万円～30万円(万円未満切り捨て)

1 配分申請額は、申請を希望する申請事業費*の75%以内(万円未満切り捨て)となります。

*「申請事業費」は、その事業に係る収入合計から[その他の収入](参加者負担金、寄付等)を除いた額としてください。また、対象外となる経費を含めないで下さい。

2 配分申請額が、そのまま配分決定額とはなりません。配分申請を元に、墨田区における募金額や配分申請状況・申請内容等により、配分の可否・配分額を決定するため、ご要望に沿えない場合もあります。ご注意ください。

IV 申請書式

〇墨田区社会福祉協議会のホームページ新着情報より、「地域配分(B配分)申請書」を[ダウンロード](#)してお使いください。

※申請書の記入に際しては、同ページ内の「申請書記入例」をご参照ください。

〔墨田区社会福祉協議会ホームページ新着情報〕

<https://www.sumida-shakyo.or.jp/news>

※申請書および申請書記入例は、東京都共同募金会のホームページからもダウンロードできます。

〔東京都共同募金会地域配分(B配分)申請関係書類について〕

http://www.tokyo-akaihane.or.jp/a_josei.php#b_haibun

VI 添付書類

1. 備品整備、小破修理の場合は見積書(カタログは不可。インターネットを介した見積書も可。)の写し。(見積記載項目により、対象外とされる項目もあります)
〈例〉備品更新時の「旧備品等処分費」、内容が不明な「諸経費」、「リサイクル費」等所有者が負担すべきもの)ただし、それらが記載された見積書も添付資料として有効であり、改めて対象外項目を除いた見積を準備する必要はありません。
2. 見積書が添付できない事業などの申請の場合は、施設・団体の責任者名の記載、捺印などを伴う実施計画書(予算含む)を添付してください。*書式任意

VII 申請書提出期限

○令和2年9月30日(水)必着

※申請書は、東京都共同募金会墨田地区配分推薦委員会までご送付ください。

〒131-0032

墨田区東向島2-17-14 墨田区社会福祉協議会内
東京都共同募金会墨田地区配分推薦委員会

VIII 配分の決定について

○令和3年1月下旬に墨田地区配分推薦委員会を開催し、東京都共同募金会への推薦について審査します。その後、同年3月に東京都共同募金会・配分委員会並びに理事会において審議・決定した後、同年3月下旬から4月上旬に文書にて通知いたします。

IX 配分金交付時期

○令和3年6月以降に墨田地区配分推薦委員会を通じて交付します。

X 地域配分(B配分)用途報告書等の提出について

○事業完了後、直ちに用途報告書(正・副2部)をご提出ください。

※用途報告書提出先は、【VII 申請書提出期限】に記載されている配分申請書提出先と同じです。

※一法人で複数施設の配分が決定された場合、その全施設分の用途報告書を法人にてお取り

まとめ(確認)の上、ご提出ください。

<注意> 使途報告書のご提出がされない場合、翌年度以降の配分申請をお断りする場合がありますので、ご承知おきください。

XI その他

「地域配分(B配分)」と「全都配分(A配分)」を、同じ年度に申請することも可能です。但し、同一事業(もしくはそれに準ずるもの)を両配分に申請することはできません。詳しくは東京都共同募金会事業部 配分担当(電話:03-5292-3183)へお問い合わせ下さい。